



2025 年 6 月 6 日

各 位

会 社 名 サ イ バ ー ス テ ッ プ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 佐 藤 類
(コード番号：3810 東証スタンダード市場)
問い合わせ先 取 締 役 緒 方 淳 一
(TEL 0570-032-085)

海外子会社の NASDAQ 上場条件に関するお知らせ

当社連結子会社であり、米国証券取引所である NASDAQ Capital Market（以下、「NASDAQ」）に上場する BloomZ Inc.（以下、「BloomZ」）が、以下の文書を米国証券取引委員会に提出しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 提出文書（Form6-K）の内容について

原文（英文） URL：

https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1984014/000198401425000009/form6k_180days_grant.txt

主要部分の参考訳を以下に添付いたします。原文と内容の相違がある場合、原文の内容を優先します。

BloomZ は、2025 年 6 月 5 日（現地時間、以下同様）に、NASDAQ 上場資格部門より、NASDAQ における継続上場のための最低入札価格要件（1 株あたり 1.00 ドル）を満たすための 180 暦日間の猶予期間（2025 年 12 月 1 日まで）を、NASDAQ 上場規則 5810(c) (3) (A) (ii) に基づき与えられました。

BloomZ は、2024 年 12 月 2 日付で、NASDAQ 上場規則 5550(a) (2) に基づく最低入札価格要件を満たしていない旨の通知を受け、180 日間（2025 年 6 月 2 日まで）の初回猶予期間が与えられていました。しかし、その期間内に基準を満たしておりませんが、NASDAQ は BloomZ がさらに追加の 180 日間の猶予を受ける資格があると判断しました。この追加期間を取得する条件としては、BloomZ が「一般株式の市場価値」および NASDAQ キャピタルマーケットのその他の初期上場基準（最低入札価格要件を除く）を満たしており、必要に応じて株式併合（リバーススプリット）を実施して基準を満たす意向であることを NASDAQ に書面で通知したことによるものです。

上記、180 暦日間の猶予期間である 2025 年 12 月 1 日までの間に、BloomZ 普通株式の終値が連続して 10 営業日以上 1.00 ドル以上を維持した場合、BloomZ は継続上場のための最低入札価格要件を満たすこととなりますが、一方、その期限までに要件を満たせなかった場合、BloomZ は証券の上場廃止通知を受け取ることとなり、その後、NASDAQ の審査委員会に異議申し立てを行う権利があります。

BloomZ は今後も株価を積極的にモニタリングし、NASDAQ 上場規則の遵守に向けてあらゆる選択肢を検討してまいります。

2. 今後の見通し

本件が当社連結業績に与える影響は現時点で軽微と見込んでおりますが、今後開示すべき事由が発生した際には速やかに公表いたします。

以上